

**データ保護責任者の選任に関する個人データ保護委員会の告示、
評価チェックリスト及び報告書フォーマットについて**

2024年1月8日

One Asia Lawyers タイ事務所

1. はじめに

個人情報保護法（Personal Data Protection Act, B.E. 2562 (2019)、以下「PDPA」といいます。）の第 41 条(2)では、データ管理者及びデータ処理者が、大規模な個人データを処理するために、その処理活動を定期的に監視する必要がある場合には、データ保護責任者（Data Protection Officer、以下「DPO」といいます。）を選任する必要があると定めています。これらの「定期的に監視する必要がある場合」及び「大規模の個人データ」の内容を具体化し、DPO の選任が義務付けられる場合を明確にするために、個人情報保護法第 41 条(2)に基づくデータ保護責任者の選任に関する個人データ保護委員会の告示（以下「本告示」といいます。）が、2023 年 12 月 13 日に施行されました。さらに、2023 年 12 月に DPO 選任のための評価チェックリスト(以下「本チェックリスト」といいます。)及び DPO 選任の報告書フォーマットも公表されましたので、これらの概要の説明をいたします。

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/140D226S0000000001200.pdf>

<https://pdpc.e-office.cloud/drive/public/U6569a11f49415/home/>

2. 概要

2.1 中核的活動

本告示では、DPO の選任が義務付けられる前提として、データ管理者又はデータ処理者が、その中核的活動として、個人データを処理していることが必要とされます。ここで、中核的活動とは、事業者がそのサービスを提供するための顧客の個人データの収集、使用、開示、記録など、データ管理者又はデータ処理者の事業を運営する主な目的を達成するために必要な行動をいいます。

本告示では、この中核的活動の具体例は示されていませんが、下記 2.3.2 に示しているような保険会社や金融機関においては、その事業の過程において、保険加入者や預金者の個人情報が必要になり、これらの情報なしには事業の実施が困難であることから、中核的活動に該当すると考えられます。その他にも、消費者へのネット販売業者やクレジットカード会社等も、顧客の個人情報なしに事業を行うことが困難であることから、個人データの処理が中核

的な事業に該当すると考えられます。特に、BtoC ビジネスにおいては、BtoB ビジネスに比べより多くの顧客情報を取り扱うことが想定されるので、当該中核的活動に該当するかを慎重に検討する必要があります。

2.2 定期的に監視する必要がある場合

人の行動、態度、又は特性を体系的かつ定期的に追跡、監視、分析、又は予測する処理活動(*)は、データ管理者又はデータ処理者が、定期的に監視する必要がある中核的活動とみなされます。

*「処理活動」とは、個人データを収集、使用、又は開示するデータ管理者又はデータ処理者のあらゆる行為を意味します。

具体的には、以下の処理活動は定期的に監視する必要があるとみなされます。

- 公共交通機関の会員カード、電子カード、又は個人を特定できるその他のカードに関連する処理活動
- 一般的に要求される信用調査、信用評価、詐欺防止等のための身元確認又は資格確認を必要とする処理活動
- 行動ターゲティング広告を含む処理活動
- 認可された電気通信事業者による顧客又はユーザーの個人データの処理活動
- 安全とセキュリティに関わる処理活動
- 個人データ保護委員会(以下「委員会」といいます。)が定めるその他の活動

2.3 大規模な個人データの取扱い

2.3.1 大規模な個人データの取扱いに該当するか否かは、以下の要素を考慮して決定されます。

- データ主体の数等
- 個人データの量、種類、又は性質
- 個人データが処理される期間
- 個人データの処理が行われる国又は地域

ただし、上記の要素を考慮した結果、具体的にどのような場合に大規模な個人データの取扱いに該当するかの基準は示されていないので、最終的な決定は各社の判断に委ねられています。

2.3.2 上記 2.3.1 に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、大規模な個人データを取り扱っているとみなされます。

- 100,000 人以上のデータ主体を対象とする個人データの処理活動
- ユーザーが広く利用する検索エンジン又はソーシャルメディアを介したターゲット広告のための個人データの処理活動
- 保険会社又は金融機関による個人データの処理活動
- 認可された電気通信事業者による個人データの処理活動
- その他委員会が定める処理活動（現時点ではなし）

3. DPO 選任のための評価チェックリストについて

委員会は、データ管理者又はデータ処理者が DPO 選任の要否を判断するための DPO 選任のための評価チェックリストを公表しました。本チェックリストは、「中核的活動」、「定期的に監視する必要がある場合」、「大規模な個人データの取扱い」を考慮した 3 つのパートに分かれており、上記の 2.1、2.2 及び 2.3 で述べたのと同様の基準が示されています。本チェックリストは、データ管理者又はデータ処理者が DPO の選任義務を負うかの判断の一助とするためのもので、特段本チェックリストを委員会に報告する義務は負いません。もっとも、事業の性質上、DPO の選任義務を負う可能性がある場合や委員会から問い合わせを受けた際に迅速に回答できるようにするため、本チェックリストにて DPO の選任の要否を確認しておくことはコンプライアンス上有用であるといえるでしょう。

4. DPO 選任の報告書フォーマット

データ管理者又はデータ処理者が、DPO を選任した場合、PDPA 第 41 条第 5 項に基づき、DPO の連絡先等を委員会に報告しなければなりません。委員会は、この報告に必要な事項を記載した以下の DPO 選任に関する報告書のフォーマットを公表しました。データ管理者又はデータ処理者は、このフォーマットを使用し、電子メール（saraban@pdpc.or.th）にて委員会に報告することが求められます。

<フォーマットの記載事項>

- ① データ管理者又はデータ処理者の一般情報（会社名、住所、このフォーマットの提出日、提出者名等）
- ② DPO の選任が必要な理由
- ③ DPO に関する情報（DPO の名前、住所等）
- ④ DPO が、PDPA の DPO の義務と抵触する他の職務を行わないことを証明するデータ管理者又はデータ処理者による証明欄

- ⑤ 必要書類（DPO 選任のレター、通知書等）

5. その他

データ管理者又はデータ処理者は、PDPA に規定されている DPO の義務と抵触しないことを委員会に証明した場合、DPO に他の職務と兼職させることができます（例えば、従業員が DPO を兼職する場合など）。この場合、上記 4 「DPO 選任の報告書フォーマット」④に DPO の義務と抵触しないことの説明を記載することになります。

6. 罰則

事業者は、PDPA 第 41 条(2)に従って DPO を選任しなかった場合、PDPA 第 85 条に基づき最大で THB1,000,000 の行政罰が課されます。

7. 事業者への影響

本告示は、事業者が DPO を選任しなければならない場合を規定するものです。データ管理者又はデータ処理者として個人データを処理する事業者で、相当程度の数の個人データを扱っているような場合は、本告示及び本チェックリストに従い、「中核的活動」、「定期的に監視する必要がある場合」及び「大規模の個人データ」に該当するかを検討することが重要となります。

以 上

〈注記〉

本内容に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers タイ事務所においては、常駐日本人専門家 3 名を含む合計 20 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

masaki.fujiwara@oneasia.legal (藤原 正樹)

miho.marsh@oneasia.legal (マーシュ美穂)

hiroyasu.chiba@oneasia.legal (千葉 広康)



[藪本 雄登](#)

One Asia Lawyers タイ事務所代表/メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2010 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム (CLMV) の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。



[藤原 正樹](#)

One Asia Lawyers タイ事務所

知的財産案件を広く扱う法律特許事務所に 13 年間在籍し、知的財産法務、営業秘密を含めた情報関連法務、ソフトウェア法務、WEB サービス関連法務、その他企業法務及び破産管財業務などに従事し、訴訟案件にも数多く対応してきた実績がある。また、著作権の検定問題を複数年にわたり担当し、著作権関連法務も多く取り扱ってきた。2020 年からは個人情報

保護法、IT 領域を中心にタイ企業法務に関するリーガルサポートを提供している。



マーシュ美穂

One Asia Lawyers タイ事務所

ネイティブレベルのタイ語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査、労務、コンプライアンス監査、内部通報、相続、その他各種登記業務のサポートを担当。



千葉 広康

One Asia Lawyers タイ事務所

法律事務所と企業の双方での実務経験を有し、企業法務全般に従事。特に長年の社内弁護士としての経験を活かし、企業側の視点をもって、よりよりリーガルサービスの提供ができるよう心掛けている。